

1. 件名：放射性物質分析・研究施設第1棟におけるR I使用施設の申請及び管理に係る面談

2. 日時：令和2年12月15日（火） 13時30分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁7階会議室（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

宮本安全規制管理官（放射線規制担当）、宮脇安全管理調査官、中崎管理官補佐、
笠原上席放射線安全審査官、谷本放射線安全審査官

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

林田管理官補佐

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

福島第一廃炉推進カンパニー

廃棄物対策プログラム部 JAEA分析・研究施設PJグループマネージャー
他2名

放射線・環境部 課長、保安総括グループマネージャー、固体廃棄物グループマネージャー 他4名

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

福島研究開発部門 福島研究開発拠点大熊分析・研究センター

センター長代理、施設安全部 次長 他1名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 副主幹 他1名

5. 要旨

(1) 本日、東京電力及び原子力機構と面談を実施し、配付資料に基づき、主に以下の説明があった。

- 原子力機構が行う放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）のR I使用許可申請について、廃棄物管理は、原則として、東京電力が行う。また、第1棟には、固体廃棄物を東京電力へ引き渡す迄の間、一時的に保管する場所を設ける。
- 原子炉等規制法と放射性同位元素等規制法の混在廃棄物については、第1棟一時保管の段階から東京電力が管理責任を負うことを、原子炉等規制法に基づく実施計画（以下「実施計画」という。）上明確にする。
- 廃棄物の分析については、東京電力においても行う予定であるため、分析に必要な非密封R I使用のための、許可使用に係る変更許可申請を行う。これにより、第1棟で発生する固体廃棄物の保管廃棄の委託をうけ、東京電力が

廃棄物管理を行うことが可能となる。

- 東京電力での非密封R I 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設は、現存する施設（使用・貯蔵は、化学分析棟及び5・6号機ホットラボ、固体廃棄は密封R I の保管廃棄設備でもある固体廃棄物貯蔵庫）で対応可能と考える。
- 東京電力の変更許可申請については、第1棟が稼働し、廃棄物の引き渡しが必要となる時期までに許可を受けるべく対応するが、これにかかる準備等を踏まえると原子力機構による第1棟に係る許可申請とは時期がずれる予定である。

(2) 原子力規制庁から、主に以下を伝えた。

- 放射性同位元素等規制法施行規則第19条第5項について、許可使用者に廃棄を委託するものは、廃棄しようとする「放射性同位元素」又は「放射性汚染物」であり、既に廃棄物となったものではないことに注意すること。
- 東京電力は、第1棟で発生する固体廃棄物の管理のみならず、第1棟と同様の分析が可能となるように非密封R I 使用に係る変更許可を申請するものと理解。これにより、実際に東京電力で第1棟稼働後の廃棄物の管理が可能となるのか、具体的なスケジュールを示しながら説明すること。
- また、その際、スケジュールには、実施計画の変更に係る内容や、その他関係する手続等があればそれも併せて示すこと。
- 実施計画において明確にする、第1棟のR I 活動に関する東京電力の管理責任の範囲は、前回（10月14日）の面談で伝えたとおり、R I 混在廃棄物だけではない。放射性同位元素等規制法、原子炉等規制法それぞれでの管理範囲は、混在前のR I 貯蔵・試料調製は原子力機構、混在前のガレキ等管理は東京電力、使用・廃棄物一時保管について混在している範囲は原子力機構及び東京電力であり、最終的な廃棄物保管管理は両法に基づき東京電力となる。また、放射性同位元素等規制法での原子力機構の管理範囲も含め、第1棟での全ての活動を東京電力が統括管理することについて実施計画において明確にする必要がある。

(3) 東京電力及び原子力機構から、本日の説明内容を踏まえて対応を検討するとともに、指摘のあったスケジュール等について整理ができ次第、説明する旨の発言があった。

6. 配付資料

- 資料1「放射性物質分析・研究施設第1棟 R I 使用許可申請の廃棄物管理について」（2020年12月15日 東京電力ホールディングス株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）
- 資料2「放射性物質分析・研究施設第1棟設置に伴う福島第一原子力発電所のR I 申請方針案について」（2020年12月15日 東京電力ホールディングス株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）